

令和 2 年

第 3 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会

令和 2 年 第 3 回 定 例 教 育 委 員 会 日 程

日 時 令和 2 年 3 月 2 5 日 (水) 午後 2 時から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第 1 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名

蒲 田 知 子

日程第 2 議 案

議案第 1 号 我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の
制定について (総務課)

議案第 2 号 我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の
制定について (総務課)

議案第 3 号 我孫子市教育委員会嘱託職員規則を廃止する規則の制定
について (総務課)

議案第 4 号 我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱を廃止する
告示の制定について (総務課)

議案第 5 号 我孫子市教育委員会職員服務規程の全部を改正する訓令
の制定について (総務課)

議案第 6 号 我孫子市教育委員会職員旧姓使用取扱要綱の制定につい
て (総務課)

議案第 7 号 我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関す
る規則の一部を改正する規則の制定について (総務課)

議案第 8 号 我孫子市学校施設個別施設計画の策定について
(別冊) (総務課)

議案第 9 号 我孫子市学校給食調理業務委託の事業者選定委員会設置
規則の制定について (学校教育課)

議案第 10 号 我孫子市学校給食調理業務委託の事業者選定委員会設置
要綱を廃止する告示の制定について (学校教育課)

日程第 3 諸 報 告

日程第 4 議 案

議案第 11 号 我孫子市教育委員会人事異動について (総務課)

目 次

議案第 1 号	我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 1
議案第 2 号	我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の制定について	・ ・ ・ ・ 3
議案第 3 号	我孫子市教育委員会嘱託職員規則を廃止する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 11
議案第 4 号	我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱を廃止する告示の制定について	・ ・ ・ ・ 13
議案第 5 号	我孫子市教育委員会職員服務規程の全部を改正する訓令の制定について	・ ・ ・ ・ 15
議案第 6 号	我孫子市教育委員会職員旧姓使用取扱要綱の制定について	・ ・ ・ ・ 17
議案第 7 号	我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 19
議案第 8 号	我孫子市学校施設個別施設計画の策定について(別冊)	・ ・ ・ 24
議案第 9 号	我孫子市学校給食調理業務委託の事業者選定委員会設置規則の制定について	・ ・ ・ ・ 25
議案第 10 号	我孫子市学校給食調理業務委託の事業者選定委員会設置要綱を廃止する告示の制定について	・ ・ ・ ・ 28
議案第 11 号	我孫子市教育委員会人事異動について (別冊・当日配付)	・ ・ ・ ・ 30

議案第 1 号

我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 2 年 3 月 2 5 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

会計年度任用職員制度の創設に伴い、事務局及び教育機関に必要な応じておくことができる職員を会計年度任用職員に改めるため、提案するものです。

我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

我孫子市教育委員会行政組織規則（平成元年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（会計年度任用職員）</u></p> <p>第21条 事務局及び教育機関に必要な に応じて、<u>地方公務員法（昭和25 年法律第261号）第22条の2第 1項の会計年度任用職員</u>を置くこと ができる。</p>	<p><u>（臨時職員）</u></p> <p>第21条 事務局及び教育機関に必要な に応じて、<u>随時又は非常勤職員</u>を置 くことができる。</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 2 号

我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の制定について

我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

令和 2 年 3 月 2 5 日 提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

会計年度任用職員制度の創設に伴い、決裁事項のうち臨時職員に関する事項を会計年度任用職員に関する事項に改め、権限事項のうち賃金に関する事項を削除するとともに、条文を整備するため、提案するものです。

我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令

我孫子市教育委員会職務権限規程（平成元年教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正後						改正前							
別表第1（第24条関係）						別表第1（第24条関係）							
（1） 共通事項（人事関係）						（1） 共通事項（人事関係）							
決裁事項	専決区分					備考及び合議先	決裁事項	専決区分					備考及び合議先
	教育長	教育総務部長	部長	総務課長	課長			教育長	教育総務部長	部長	総務課長	課長	
教育長に委任された委員、学校医等の委嘱の項から附属機関委員の人事録の整理保存の項まで	略						教育長に委任された委員、学校医等の委嘱の項から附属機関委員の人事録の整理保存の項まで	略					

会計年度任用職員 に関する事項	配置の決定	採用の承認			
組織及び職制の決定の項から遅刻、早退及び欠勤届の受理の項まで 略	略				

臨時職員 に関する事項	配置の決定	採用の承認			
組織及び職制の決定の項から遅刻、早退及び欠勤届の受理の項まで 略	略				

(2) 財務関係

権限事項	決裁責任者区分			備考及び合議先
	教育長	部長	課長	
負担行為及び支	1 報酬		○	
	7 報償費	○	30万円	

(2) 財務関係

権限事項	決裁責任者区分			備考及び合議先
	教育長	部長	課長	
負担行為及び支	1 報酬		○	
	7 賃金		○	
	8 報償費	○	30万円	

出 命 令				未 満			
	8	旅 費			○		
	9	交 際費		○			
	10	需 用 費	~ 1 消 耗 品 費			○	
			2 燃 料 費			○	
			3 食 糧 費		5 万 円 以 上	5 万 円 未 満	
4 印 刷 製 本 費						○	
5 光 熱						○	

出 命 令				未 満			
	9	旅 費			○		
	10	交 際費		○			
	11	需 用 費	~ 1 消 耗 品 費			○	
			2 燃 料 費			○	
			3 食 糧 費		5 万 円 以 上	5 万 円 未 満	
4 印 刷 製 本 費						○	
5 光 熱						○	

	水費			
	6 修繕費	50万円以上	50万円未満	
	7 賄材料費		○	
	8 医薬材料費		○	
11	役務費		○	
12	委託料	500万円未満	100万円未満	
13	使用料及び賃借料	500万円未	100万円未	

	水費			
	6 修繕費	50万円以上	50万円未満	
	7 賄材料費		○	
	8 医薬材料費		○	
12	役務費		○	
13	委託料	500万円未満	100万円未満	
14	使用料及び賃借料	500万円未	100万円未	

			満	満	
負 担 行 為 及 び 支 出 命 令	14 工 事請負 費		1,0 00 万 円 未 満	500 万 円 未 満	
	15 原 材料費		500 万 円 未 満	100 万 円 未 満	
	16 公 有財産 購入費		1,0 00 万 円 未 満	500 万 円 未 満	
	17 備 品購入 費		500 万 円 未 満	100 万 円 未 満	
	18 負 担金補 助及び 交付金		100 万 円 未 満	50 万 円 未 満	
19 扶				○	

			満	満	
負 担 行 為 及 び 支 出 命 令	15 工 事請負 費		1,0 00 万 円 未 満	500 万 円 未 満	
	16 原 材料費		500 万 円 未 満	100 万 円 未 満	
	17 公 有財産 購入費		1,0 00 万 円 未 満	500 万 円 未 満	
	18 備 品購入 費		500 万 円 未 満	100 万 円 未 満	
	19 負 担金補 助及び 交付金		100 万 円 未 満	50 万 円 未 満	
20 扶				○	

助費				
20 貸付金	500 万 円 未 満	100 万 円 未 満		
21 補償補填及び賠償金	1,000 万 円 未 満	500 万 円 未 満		
22 償還金利息及び割引料		○		
23 投資及び出資金		○		
24 積立金		○		
25 寄附金		○		
26 公課費		○		
27 繰出金	○		全額 市長 事務局	

助費				
21 貸付金	500 万 円 未 満	100 万 円 未 満		
22 補償補填及び賠償金	1,000 万 円 未 満	500 万 円 未 満		
23 償還金利息及び割引料		○		
24 投資及び出資金		○		
25 積立金		○		
26 寄附金		○		
27 公課費		○		
28 繰出金	○		全額 市長 事務局	

調定命令の 項から教育 施設の使用 料の項まで 略	略	調定命令の 項から教育 施設の使用 料の項まで 略	略
---------------------------------------	---	---------------------------------------	---

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 3 号

我孫子市教育委員会嘱託職員規則を廃止する規則の制定について

我孫子市教育委員会嘱託職員規則を廃止する規則を次のように制定する。

令和 2 年 3 月 2 5 日 提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

会計年度任用職員制度の創設に伴い、嘱託職員制度を廃止するため、提案するものです。

我孫子市教育委員会嘱託職員規則を廃止する規則

我孫子市教育委員会嘱託職員規則（平成 6 年教育委員会規則第 2 号）は、
廃止する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 号

我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱を廃止する告示の制定について

我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱を廃止する告示を次のように制定する。

令和 2 年 3 月 2 5 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

会計年度任用職員制度の創設に伴い、臨時的任用職員制度を廃止するため、提案するものです。

我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱を廃止する告示

我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱（令和元年教育委員会告示第7号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

議案第5号

我孫子市教育委員会職員服務規程の全部を改正する訓令の制定について

我孫子市教育委員会職員服務規程の全部を改正する訓令を次のように制定する。

令和2年3月25日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉部俊治

提案理由

教育委員会事務局職員の服務については、市長事務局の職員に準じていることから、我孫子市職員服務規程を準用することにより、服務制度の改正に伴う例規改正事務の効率化を図るため、提案するものです。

我孫子市教育委員会職員服務規程

我孫子市教育委員会職員服務規程（平成元年教育委員会訓令第3号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、法律その他別に定めがあるものを除くほか、我孫子市教育委員会一般職の職員（以下「職員」という。）の服務について必要な事項を定めるものとする。

（服務）

第2条 職員の服務については、別に定めがあるものを除くほか、我孫子市職員の例による。

（その他）

第3条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

議案第6号

我孫子市教育委員会職員旧姓使用取扱要綱の制定について

我孫子市教育委員会職員旧姓使用取扱要綱を次のように制定する。

令和2年3月25日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉部俊治

提案理由

我孫子市教育委員会職員服務規程の全部改正に伴い、職員の旧姓使用の取り扱いに係る要綱を新たに制定するため、提案するものです。

我孫子市教育委員会職員旧姓使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、我孫子市教育委員会一般職の職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によつて戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 職員が使用する旧姓に関する取扱いについては、我孫子市職員旧姓使用取扱要綱(平成13年訓令第12号)の例による。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

議案第7号

我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和2年3月25日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉部俊治

提案理由

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、時間外勤務命令の上限時間を定めること及び我孫子市教育委員会職員服務規程の全部改正に伴い、当該規程に規定されていた休日の繰越に係る条文を本規則に規定するとともに、条文を整備するため、提案するものです。

我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成元年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更）</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 教育委員会は、週休日の振替（条例第4条の規定により、勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）又は半日勤務時間の割振り変更（<u>同条</u>の規定により半日勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を<u>同条</u>の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行った後において、市長が別に定めるもののほか、週休日が毎4週間につき4日以上となるよう</p>	<p>（週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更）</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 教育委員会は、週休日の振替（条例第4条の規定により、勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）又は半日勤務時間の割振り変更（<u>同項</u>の規定により半日勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を<u>同項</u>の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行った後において、市長が別に定めるもののほか、週休日が毎4週間につき4日以上となるよう</p>

にし、かつ、正規の勤務時間を割り振られた日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

5 略

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

第3条の1の2 任命権者は、職員に

条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務(以下「時間外勤務」という。)を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限)

第3条の1の3 任命権者は、職員に

時間外勤務を命ずる場合には、1月において45時間及び1年度において360時間の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

2 任命権者は、当該公署における通

常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に前項に規定する時間を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合には、次に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

(1) 1月において100時間未満

(2) 1年度において720時間

(3) 1年度の初日から1月ごとに

にし、かつ、正規の勤務時間を割り振られた日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

5 略

区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年度のうち1月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数において6月

3 任命権者が、災害その他避けることのできない事由によつて臨時の必要がある場合に、職員に対して前2項に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずるときは、前2項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

4 任命権者は、前項の規定により、第1項及び第2項に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る年度の末日の翌日から起算して6月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

（休日の繰越）

第3条の16 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により設置された公の施設に勤務し、毎日曜日を勤務を要しない日と定められている職員以外の職員で、正規の勤務時間のうち、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に公の施設の設置条例等においてあらかじめ勤務することを命ぜられているときは、原則として、勤務を命ぜられた日から1週間以内の当該公の施設の休館日に所属長の承認を得て休日を繰替えることができる。

2 所属長の承認を得て休日を繰替えた場合には、給与条例第16条第2項の規定は適用しないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和2年8月31日までの間におけるこの規則による改正後の我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第3条の1の3第2項第3号の規定の適用については、同号中「5月の期間」とあるのは、「5月の期間（令和2年4月以後の期間に限る。）」とする。

議案第 8 号

我孫子市学校施設個別施設計画の策定について

我孫子市学校施設個別施設計画を別冊のとおり策定する。

令和 2 年 3 月 2 5 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

学校施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化をはかりつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保し、今後の整備方針を示すため、我孫子市学校施設個別施設計画を策定するものです。

議案第9号

我孫子市学校給食調理業務委託の事業者選定委員会設置規則の制定について

我孫子市学校給食調理業務委託の事業者選定委員会設置規則を次のように制定する。

令和2年3月25日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉部俊治

提案理由

我孫子市附属機関設置条例の施行に伴い、学校給食調理業務委託の事業者選定委員会の組織、運営その他必要な事項を定めるため、提案するものです。

我孫子市学校給食調理業務委託の事業者選定委員会設置規則

(趣旨)

第1条 我孫子市附属機関設置条例(令和元年12月27日条例第17号)第4条の規定に基づき、我孫子市学校給食調理業務委託の事業者選定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校給食に関し知見を有する者 2人
- (2) 選定を行う学校の校長 7人以内
- (3) 教育総務部長
- (4) 学校教育課長
- (5) 学校教育課職員 2人
- (6) 学校栄養士会代表 1人

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長には、教育総務部長を、副委員長には、学校教育課長をもって充てる。

3 委員長は、会務を取りまとめ、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育総務部学校教育課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第10号

我孫子市学校給食調理業務委託の事業者選定委員会設置要綱を廃止する告示の制定について

我孫子市学校給食調理業務委託の事業者選定委員会設置要綱を廃止する告示を次のように制定する。

令和2年3月25日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉部俊治

提案理由

我孫子市学校給食調理業務委託の事業者選定委員会設置規則の制定に伴い、学校給食調理業務委託の事業者選定委員会設置要綱を廃止するため、提案するものです。

我孫子市学校給食調理業務委託の事業者選定委員会設置要綱を廃止する告示

我孫子市学校給食調理業務委託の事業者選定委員会設置要綱（平成26年教育委員会告示第3号）は廃止する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 1 1 号

我孫子市教育委員会人事異動について

我孫子市教育委員会人事異動を別紙のとおり行うものとする。

令和 2 年 3 月 2 5 日 提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

我孫子市教育委員会行政組織規則第 4 条第 9 号の規定に基づき、令和 2 年 4 月 1 日付けで人事異動を行いたく提案するものです。